

立命館宇治高校 1 年生現代社会スポット講義

# 一人一票実現はなぜ大事なのか

担当講師：平井孝典

- ・ 2003 年 4 月 立命館宇治高等学校 入学
- ・ 2003 年 8 月～2004 年 6 月 イギリス留学
- ・ 2006 年 3 月 立命館宇治高等学校 卒業
- ・ 2006 年 4 月 立命館大学法学部法律学科  
現代法専攻法律学特修課程 入学
- ・ 2010 年 3 月 立命館大学法学部 卒業
- ・ 現在 法律家になるため勉強中。その傍ら、「一人一票」実現に向け「一人一票実現国民会議サポーター」として活動中。

いきなりですが問題です。

Q1) 選挙直前はよく「あなたの清き 1 票を に！」と聞きますが、  
現在の日本では、有権者は全員 1 人 1 票を持っているのでしょうか？

Q2) 現在の日本は民主主義の国といえるのでしょうか？

2010 年 12 月 25 日作成

## 目次

1. まずは選挙制度についての確認	p.3
2. 投票価値の格差・一人一票	p.3
コラム    ～憲法と法律の違い～	p.4
コラム    ～日本国憲法の中で1番重要な規定は？～	p.6
3. 従来の1票の価値の格差訴訟	p.6
4. 「一人一票」という新しい発見	p.7
解説    ～「一人一票」という発見～	p.7
5. なぜ一人一票が大事なのか。	p.8
(1)国の統治のすべてが国民の少数によって支配されてしまう	p.8
(2)選挙権は一度制限されるとその回復が著しく困難	p.9
解説    ～選挙権は一度制限されるとその回復が著しく困難	p.9
(3)他の権利・自由を制限するための根拠に使われてしまう	p.10
(4)実際に起こっているおかしな現象の例	p.10
6. 一人一票実現の方法	p.11
(1)国会による実現	p.11
(2)裁判所による実現	p.11
(3)国民自身による実現	p.11
コラム    ～裁判所と違憲判決・国民審査～	p.12
7. 国民による活動	p.13
(1)有志による全国各地での活動の一例	p.13
(2)新聞紙上の意見広告	p.13
(3)弁護士等による講演会・勉強会	p.13
(4)企業等の協力	p.13
8. 反対利益との調整	p.14
(1)人口は絶えず変動するので完全な価値平等は不可能	p.14
(2)参議院は衆議院と異なり、地域代表的性格、特に都道府県代表的性格 がある。	p.15
解説    ～平等の価値と都道府県代表としての価値～	p.15
(3)都市部と地方（特に過疎部）との1票の価値を同じにしまうと、 地方の声が切り捨てられることになりかねない。	p.16
9 裁判	p.16
(1)2009年の衆院選	p.16
(2)2010年の参院選	p.17
解説    ～11月17日 東京高裁 違憲・違法判決～	p.17
10. 資料	p.18

## 1. まずは、選挙制度についての確認

日本では、有権者が衆議院と参議院の国会議員をそれぞれ選挙で投票して選ぶ。  
国会議員は法律の制定・内閣総理大臣の指名・予算の承認・条約の承認などをする。

	衆議院（以下 衆院と略）	参議院（以下 参院と略）
任期	4年 (解散の場合は任期満了前に終了)	6年(解散なし・3年ごとに半数を改選)
議員定数	480人(うち300人が小選挙区、180人が比例代表区)	242人(うち146人が選挙区、96人が比例代表区)
選挙人資格	原則 満20歳以上の日本国民	
議員資格	原則 満25歳以上の日本国民	原則 満30歳以上の日本国民
選挙区	小選挙区(300区)と拘束名簿式比例代表区	選挙区(都道府県を選挙区とする大選挙区)と非拘束名簿式比例代表区

大選挙区とは  
1つの選挙区から  
複数の当選者を  
出す方式のこと。

有権者(=選挙人)は自らが支持する候補者に1票を投じる。

票を多く得た候補者が当選し国会議員となる

= 多数決によって国会議員が選ばれる。

国会議員は法律などを審議した後、1議員につき1票を投じ、賛成・反対のどちらが過半数の票を得るかで法律の制定などが決まる

= 多数決によって法律などが制定されるかどうかが決まる。

法律が制定されると全国民はその法律を守らなければならない。

**多数決によってこの国のことは決まっている！**

## 2. 投票価値の格差・一人一票

例1)「男は1人1票、女は2人集まって初めて1票」納得できるか？

例2)「年収1000万円以上の人には1人1票を認めるが、年収1000万円未満の人は2人集まって初めて1票を認める」という法律があれば納得できるか？

日本国憲法第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

...略

日本国憲法は「すべて(の)国民は...平等」だと規定している。つまり、不平等は許されない。「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」というのは例であって、それ以外の差別ももちろん許されない。

e.g. 住所による差別、年収による差別、支持している政党による差別...etc.

## コラム ～憲法と法律の違い～

あまり意識したことないかもしれませんが、憲法と法律は全く違うものです。簡単にいうと、法律は「国家が国民を統制するためのもの」、憲法は「国民が国家を統制するためのもの」です。例えば、法律の1つである刑法199条は殺人罪を定めていて「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。」と規定し「人を殺してはいけない」という義務を課しています。この義務は誰に課されているのかというと国民に課されているのです。国家が人を殺しても国家は死刑にも無期懲役にも五年以上の懲役にもなりません。一方、先に見た憲法14条は平等について定めていますが、この平等を守らなければならないのは国家です。国家は平等に反することを国民に対してすることは原則許されません。

歴史的に見ても、法律は国家(国王や皇帝などの君主)が国民(臣民)を統制するために制定したものです(例えば茶法など税金をかけるための法律)。一方、憲法は市民革命を経て国民が君主の暴走から自らの権利を守るために君主(国家)に認めさせたものです(たとえばアメリカ合衆国憲法)。つまり国家は国民の権利・自由を守るために憲法を守らなければならないのです。

### 日本国憲法第11条【基本的人権の享有】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 日本国憲法第97条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

基本的人権を「侵す」のは国家。

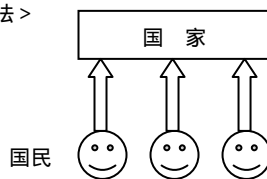
### 日本国憲法第25条【生存権、国の社会的使命】

…略

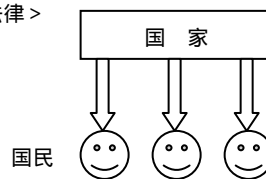
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

「国は…努めなければならない」

<憲法>



<法律>



例1) は、男は1人1票、女は1人0.5票ということ。

男は一人前だけど、女は半人前!? 女は男の半分の価値しかない!!!??

性別による差別

許されない!

例2) は、年収1000万円以上の人は1人1票、年収1000万円未満の人は1人0.5票。

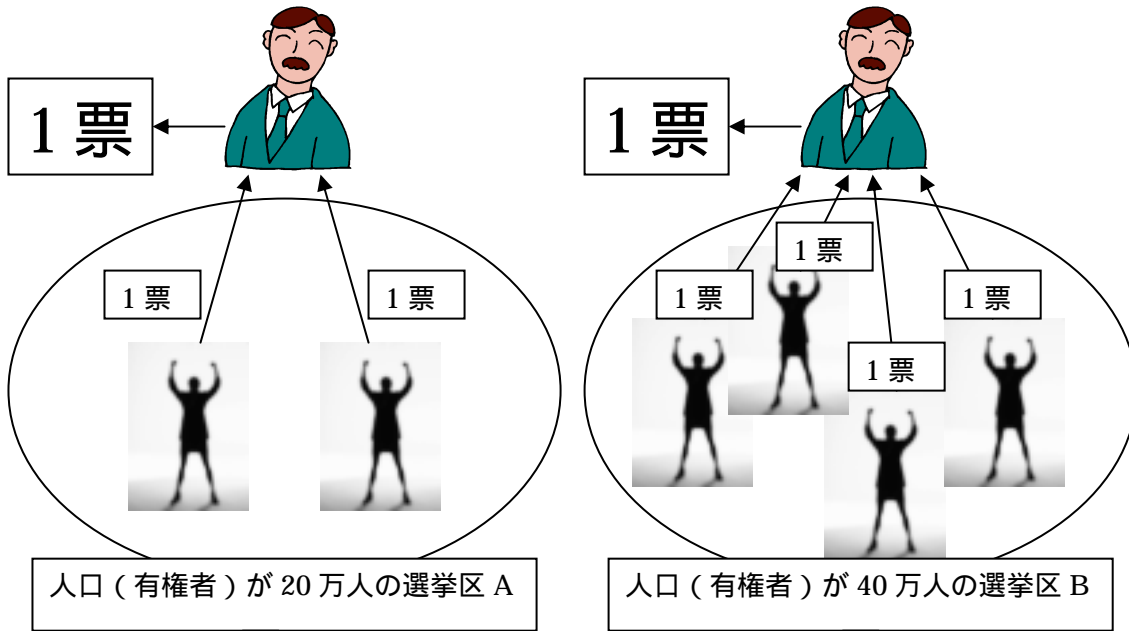
年収による差別

許されない!

しかし、現在の日本はこれ以上に「おかしい」ことが通ってしまっている!つまり...

選挙区 (= 住所) によって選挙権の価値が異なる。

選挙区ごとの有権者の数 (= 人口) が違うため、その有権者の投じた投票の価値が異なる !

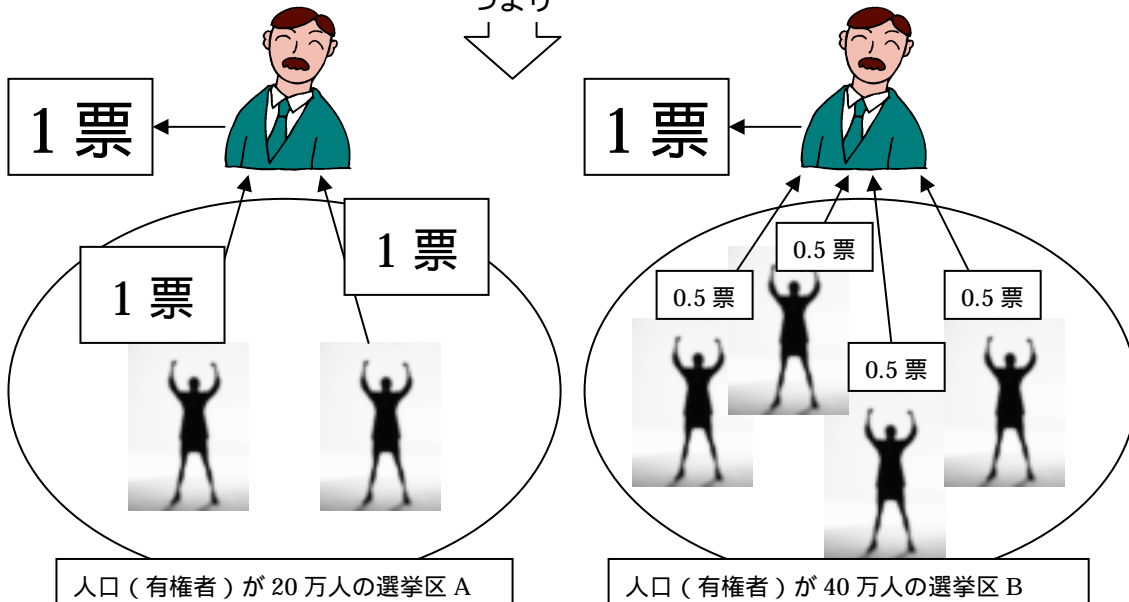


選挙区 A・B どちらも 1 人の国会議員を選んだとする。国会議員は国会の議決の際に等しく 1 票を持つので...選挙区 B の人の投票の価値 (= 選挙権の価値) は選挙区 A の人の投票の価値の半分の価値しかないことになる。

選挙区 A の人と B の人とで選挙権の価値に 2 倍の格差がある。

選挙区 A の人の選挙権の価値を 1 票とすると、選挙区 B の人の選挙権は 0.5 票の価値しかない !

つまり



**選挙区 (= 住所) による差別 !**

憲法 14 条の平等に反して許されない !!

e.g. 参議院選挙において鳥取県の人を 1 票とすると、京都府 0.46 票、滋賀県 0.44 票、奈良県 0.42 票、大阪府 0.21 票、東京都 0.23 票、神奈川県 0.20 票

コラム ～日本国憲法の中で1番重要な規定は？～

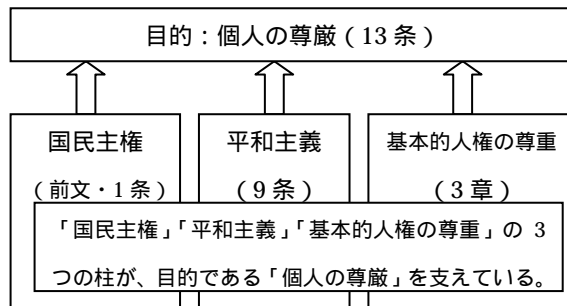
日本国憲法の中で最も重要な規定は？と聞かれると多くの方が「国民主権（1条）」「平和主義（9条）」「基本的人権の尊重（第3章）」と答えるかもしれませんが、残念ながらちがいます。実は、日本国憲法の中で最も重要な規定は第13条の「個人の尊重」なのです。男も女も、大人も子どもも老人も、健常者も障害者も...全ての人が個人として尊重される。「この世にたった1人しかいないからこそ最高の価値を持っている」ということを憲法は保障しています。

人と違うところがあってもそれは全く構わない！それを個性として認め、集団として尊重するのではなくその人個人を最大限尊重するのです。このその人「個人」の価値を憲法は最高の価値として保障しているため、「他の人とちがうから」という理由で不利益を与えることを憲法は許していません。

そして、個人を尊重するという事は、「男も女も、大人も子どもも老人も、健常者も障害者も...みんなそれぞれ価値は同じ！差別は許されない！」ということに繋がります。そのため平等を定める14条が13条のすぐ後にあるのです。

「住所によって選挙権の価値に差があること」は最高の価値を定めた13条にも反することになります。

ちなみに、先に示した「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」は日本国憲法の三大原則、又は3大柱と呼ばれます。つまり、最高の価値である「個人の尊重」をこれら3大柱が支えているのです。



憲法14条 p.3

日本国憲法第13条【個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

注：下線部は講師。以下同じ。

### 3. 従来の1票の価値の格差訴訟

選挙区（=住所）によって選挙権の価値に格差があることは最近分かったことではない。1950年代から既に1票の格差が数倍あるのは14条「平等」に反して違憲だとして裁判が行われてきた。

戦後、最高裁で「違憲判決」が出たのは衆院選では2回、参院選では未だ0回。違憲判決になるためには格差が憲法に反する状態（違憲状態）となっていること

国会が格差を是正するために必要な合理的期間を経過したこと の2つが必要。

<衆院選での選挙権の格差が違憲だとして争った訴訟（最高裁）>

	最大格差	合理的期間の経過	結論
昭和 51.4.14 大法廷	1対4.99 違憲状態	約8年 合理的期間経過	違憲
昭和 58.11.7 大法廷	1対3.94 違憲状態	約3年 経過していない	合憲
昭和 60.7.17 大法廷	1対4.40 違憲状態	言及せず	違憲
昭和 63.10.21	1対2.92 許容限度内		合憲
平成 5.1.20 大法廷	1対3.18 違憲状態	約4年 経過していない	合憲
平成 7.6.8	1対2.82 許容限度内		合憲
平成 11.11.10 大法廷	1対2.31 許容限度内		合憲
平成 19.6.13 大法廷	1対2.17 許容限度内		合憲

< 参院選での選挙権の格差が違憲だとして争った訴訟（最高裁） >

	最大格差	合理的期間の経過	結論
昭和 39.2.5 大法廷	1 対 4.09 許容限度内		合憲
昭和 58.4.27 大法廷	1 対 5.26 許容限度内		合憲
平成 8.9.11 大法廷	1 対 6.59 違憲状態	約 6 年 経過していない	合憲
平成 10.9.2 大法廷	1 対 4.81 許容限度内		合憲
平成 12.9.6 大法廷	1 対 4.98 許容限度内		合憲
平成 16.1.14 大法廷	1 対 5.06 許容限度内		合憲
平成 1.10.4 大法廷	1 対 5.13 許容限度内		合憲
平成 21.9.30 大法廷	1 対 4.86 許容限度内		合憲

従来の「1票の格差訴訟」の特徴：

最大格差を「1対5」などのように「選挙権の価値が最も低い人を1票とすると選挙権の価値が最も高い人は何票か」というように示していた。

弁護士が自らの理念に基づいて行う本人訴訟（弁護士自身が原告になる）が中心。どのようにすれば格差がなくなるかの具体的な案を示さずに、単に「不平等で違憲だ」として訴訟を提起。

その結果、衆院選では3倍まで、参院選では6倍までの格差は憲法に反する状態ではなく許容限度内という最高裁判例が蓄積。

4. 「一人一票」という新しい発見

Q) なぜ、衆院選は最大格差3倍まで許容限度内なのに参院選では6倍までなのか？

A) 原則は人口に比例して選挙区を定め、又は議員を多くして選挙権の価値を同じにするべき。しかし、参院選は都道府県を選挙区としている。

参院議員は都道府県の代表として都道府県の利益を代表する。...本当に？ 後述。そのため、人口に関係なく各都道府県に議員1人の枠を置き、2人目以上を人口によって枠を振り分けるから選挙権の価値に格差が生じる。

選挙権の価値を同じにしまえば人口の多い都市部が有利となり、地方・特に過疎地域が切り捨てられる。

衆院も参院も、一定の最大格差は許される。...本当に？ 後述。

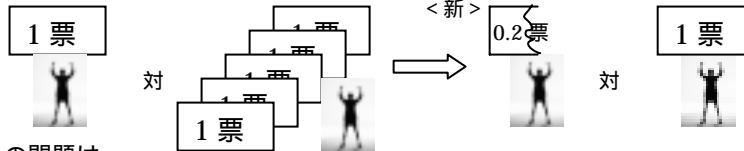
解説 ~ 「一人一票」という発見 ~

2009年7月、法律家の中で歴史的な発見がありました。従来は最大格差を「1対5」などのように「選挙権の価値が最も低い人を1票とすると、選挙権の価値が最も高い人は何票か」というように示していました。これに対して「選挙権の価値が最も高い人を1票とすると、選挙権の価値が最も低い人は何票か」というような示し方をし、1票対0.2票と表すようにしたのです。

何が異なるのでしょうか？従来の表し方では、選挙権の価値が高い人が得をしているだけで、自分には最低でも1票の選挙権が認められているという風にとられます。そのため、「確かに不平等ではあるが、あなたの選挙権が侵害されている訳ではないでしょう。そして選挙権の価値に格差があるのは都道府県代表・過疎地域の切捨て防止のために必要だ」という理論がまかり通っていたのです。つまり、得をしている人はいても選挙権を侵害されている人はいない(=選挙権の格差の

➤ 問題は他人事)とってしまうのです。

一方、新しい発見の表現では、そもそも自分の選挙権は1票もないんだという事実を突きつけたのです。これは衝撃的でした。なぜなら1人1票あるのが当たり前で、自分の選挙権は1票あると思っていた人が「実はあなたの選挙権は1票もなかった」といわれたからです。選挙直前に「あなたの清き1票を に！」と言われていたのに実は「清き0.2票」だったのです。つまり、得をしている人はいなくて選挙権を侵害されている人がいる(=選挙権の格差の問題が自分事になった)ということになったの <従来>



そして、もう1つ大きな発見がありました。従来、この問題は

平等だけの問題として捉えられてきました。しかし、単に平等の問題だけではなく、この問題は日本の民主主義にも大きく反するという発見です。

日本はすべてのことを多数決で決めています。どの意見が正しいか分からないので、より多数の意見の方が少数の意見に比べて正しいとしてより多数の意見に従います。つまり民主主義の大前提として多数決によって多数の意見で全てを決めることが必要なのです。しかし、選挙権の価値に格差があれば少数の国民がすべて決めてしまうことになってしまうのです。実際に、選挙権の価値に格差があることによって、参院選においては選挙区選出議員(146人)の過半数(74人)を人口の33%が選んでいます。衆院選においても小選挙区選出議員(300人)の過半数(151人)を人口の42%が選んでいるのです。国会議員の多数が法律を制定し、国の全てのことを決めます。しかし国会議員の多数を選ぶのは上述の通り国民の少数なのです。つまり、国民の少数によって国の全てが決まってしまうのです。

多数の意見を踏みにじってでも少数の意見によってすべてが決まる。これはもはや多数決ではありません。多数決で物事を決めない社会が民主主義であるはずがないのです。

よって、選挙権の価値に格差がある社会が民主主義の社会であるはずがないのです。



13条「個人の尊重」でみんな同じ最高の価値のはずなのに多数の意見より少数の意見が通る根拠を説明できない。

## 5. なぜ一人一票が大事なのか。

なぜ一人一票が大事なのか知るためには一人一票が実現されなければどうなるかを考える。

### (1) 国の統治のすべてが国民の少数によって支配されてしまう

#### 国会

- ・国民の少数が国会議員の多数を選び法律を制定し、国の全てを決めている。

#### 内閣

- ・国会の議決によって内閣総理大臣が指名され、その内閣総理大臣によって内閣が組閣。

国民の少数の代表が過半数を占める国会によって内閣総理大臣指名 組閣。

さらに、内閣は連帯して国会に対して責任を負う(議院内閣制)。

内閣は国民の少数によって組閣され、国民の少数に対して責任を負う。



## 裁判所

- ・最高裁判所長官は内閣が指名し、その他の最高裁判所判事は内閣が任命する。  
下級裁判所の裁判官も内閣が任命する。  
しかし...前述の通り、そもそも内閣は国民の少数によって組閣されたもの。  
裁判官も国民の少数によって指名・任命される。

1票の価値に差別があると、国家統治のすべてが国民の少数によって支配される！  
国民の多数の意見は通らない。

多数決ではなく、民主主義ではない社会になっている。

### 日本国憲法第6条【天皇の任命権】

天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

### 日本国憲法第79条【最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬】

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

~ ...略

### 日本国憲法第80条【下級裁判所の裁判官、任期、定年、報酬】

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

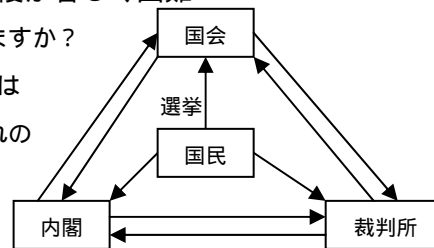
...略

## (2) 選挙権は一度制限されるとその回復が著しく困難

解説 ~ 選挙権は一度制限されるとその回復が著しく困難 ~

中学生のときに習った右の三権分立の図は覚えていますか？

これは、「立法権」「行政権」「司法権」という権力作用は非常に強大で濫用されるととても危険なので、それぞれの権力作用が濫用され暴走して国民の権利・自由を侵害しないようにそれぞれ抑制と均衡を保たせる制度でし



た。その中心には国民がいて、それぞれの権力作用が暴走しないようにさらに歯止めをかけています。そして、国会（立法権）が暴走したときに国民から国会に対して歯止めをかけるものが選挙なのです。

具体例を挙げてみてみます。例えば国会が暴走して、国民に対して「不合理な税金をかける法律」を制定したとします。その場合、国民は、暴走して国民の権利を制限するそんな法律を作った国会議員を次の選挙で選ばないことができます。そして、この税金に反対する人を国民は選挙で選ぶことになるので、新しく選ばれた国会議員によって「不合理な税金をかける法律」は廃止されることになるでしょう。先の国会議員は次の選挙で落選することが嫌なので「不合理な税金をかける法律」を制定することそのものをやめることになるでしょう。

このように、国民は選挙によって立法権たる国会が暴走することに歯止めをかけることができ、たとえ暴走したとしても選挙権が保障されていればこれを是正することができるのです。 ↗

↗ しかし、一人一票が実現されていない(=選挙権が制限されている)場合はこうはいきません。なぜなら国会の暴走に歯止めをかけ、又は国会の暴走を是正するための選挙権そのものが制限されているからです。

例えば、上述の例でいくと、国民の多数が「不合理な税金をかける法律」を廃止してほしいと考えていても一人一票が実現されていないため、「不合理な税金をかける法律」を廃止してほしいと考える国民の少数の意見が通ってしまうのです。選挙でいくら国民の多数が頑張っても国会の暴走に歯止めをかけることができなくなってしまうのです。0.2票の価値しか持っていない人は5人集まってやっと1票の価値を持っている人と同じ価値になるからです。

そして、選挙によって国会の暴走に歯止めがかけられなかったため、「不合理な税金をかける法律」は制定され、国民の多数の財産・権利は侵害されることになります。

このように、選挙権が制限されていると、選挙権そのものを回復することも、他の自由・権利が制限された場合に、その権利・自由を回復することも、著しく困難となってしまいます。

そのため、自らの権利・自由を守るための権利としても、他の権利よりも選挙権は重要であり、高度の価値を有している権利なのです。

歴史的にも、イギリスの植民地であったアメリカの人々は「代表なくして課税なし」をスローガンに自らの権利を守るために選挙権の保障を求め、それに応じなかったイギリスから独立していきました。アメリカではその精神が受け継がれ、民主主義の大前提として多数決で物事を決め、多数決で物事を決めるために、みんな同じ価値(=1票の価値)を持つ選挙権が保障されるという制度をつくりあげたのです。

よって、選挙権(=一人一票)が保障されることは非常に重要です。

### (3)他の権利・自由を制限するための根拠に使われてしまう。

先に示したように、選挙権(=一人一票)は他の人権よりも価値の高い人権。

最も価値の高い人権である選挙権が制限される。

最も価値の高い人権である選挙権が制限されることが許されるのなら、選挙権よりも価値の低い自由・権利がより制限されることは当然許される!ということになってしまう。

e.g. 髪型を自由に決める自由、着る物を自由に選ぶ自由は選挙権よりも価値が低い。

選挙権(=一人一票)が制限されてしまっている。

髪型を自由に決める自由、着る物を自由に選ぶ自由はより制限を受ける学校や職場での「男子は丸刈り坊主・女子はおかっぱの髪型強制」というのが合憲になる。

一人一票が実現されていないので是正することも著しく困難。

...こんな極端なことは実際に起こらないだろうと思っているかもしれませんが、現実には、かつて、「男子丸刈り坊主の髪型強制」「パーマをかけたら退学」というのが合憲だと判断した裁判例もあります。

(熊本地判昭和60年11月13日)(最判平成8年7月18日)

### (4)実際に起こっているおかしい現象の例

- ・高知県選挙区で14万票も得ていない候補が当選し、神奈川県選挙区で69万票以上得た候補が落選。
- ・最も得票した政党よりも少ない得票の政党が最も当選議員を多く出している。

ただし、判例はこの理論でこの結論をとった訳ではありません。

## 6. 一人一票票実現の方法

### (1) 国会による実現

1人1票がなく住所によって選挙権の価値に格差があるのは、選挙区によって有権者の数が異なるため。(最大格差 鳥取県：神奈川県 = 1票：0.20票)

選挙区内の有権者の数が同じになるように選挙区を改変し直せば選挙権の価値に格差はなくなるはず！

では、そんな不合理な選挙区は何によって決まっているのか？

区割法という法律。

区割法を改正して選挙区を人口に合わせて改変し直せば選挙権の価値に格差はなくなる。

しかし...国会はなかなかこの問題を解決しようとしなない。

なぜ？

現役の国会議員は今の選挙区を変えたくないから。

というのも、現役の国会議員は今の選挙区制度で当選してきた人たち。

=今の選挙区制度が現役の国会議員にとっては最も有利な制度。

自分たちにとって有利な制度を変える(つまり、今よりも自分にとって不利な制度に変える)ことはしたくない。今の選挙区制度を変えると、次は自分が当選できないかもしれない。

しかし、法律を改正したり制定したりできるのは国会だけ。

日本国憲法第41条【国会の地位、立法権】

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

では、もうこの問題はどうにもできないのか？

そんなことはない！

当たり前ですが、国会は世論・常識を無視した立法はできない。

1票の価値について問題意識を高め、世論に発展させれば国会は法改正を行わざるを得ない。

### (2) 裁判所による実現

国を相手に訴訟を起こし、裁判所(特に最高裁)が違憲判決を出せば国会は法改正を行わざるを得ない 違憲立法審査権の行使。

日本国憲法第81条【法令審査権と最高裁判所】

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

日本国憲法第98条【最高法規、条約及び国際法の遵守】

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

...略

### (3) 国民自身による実現

最高裁に違憲判決を出させることが国民にはできる！

それは、世論を形成し発展させること！

最高裁裁判官は国民審査があるので、世論に反した判断はできない。

そして、一人一票が実現されていなくても良いという判決を出した最高裁判官には国民審査で× (=バツ)をつけて国民の力で罷免することができる。

最高裁判官は、国民審査で罷免されたくないの一人一票を実現していない法律を違憲と判断する。

「国民の最も重要な人権を侵害してもいい」という判決を出す司法権の暴走に国民が歯止めをかける。

= 国民審査権は参政権のうちの1つ。

日本国憲法第79条【最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬】

…略

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

～ …略

### コラム ～ 裁判所と違憲判決・国民審査～

裁判所は違憲（立法）審査権を持っているため、憲法に反する法律や行政行為を「違憲」として無効にすることができます。しかし、実際にはほとんど違憲判決は出しません。

違憲立法審査権は戦後、日本国憲法になってから裁判所に認められた権限ですが、現在までに最高裁判所ではわずか8件しか「この法律は違憲である」という判決を出していません。

その理由は少し難しいので大学に入ってからしっかり学んでみてください。

ちなみに、本当に「国民審査で裁判官が一人一票を実現するような判決をするの？」と思うかもしれませんが、実は前例があります。2009年の衆院選の際に国民審査も行われました。この1ヶ月前に各新聞紙に、ある意見広告が出たのです。それは、「一人一票に反対する裁判官に国民審査で×を」というような内容でした。選挙権の格差の訴訟に対し、格差があっても「合憲」と判断した2名の裁判官に対して国民審査で×をつけようというものです。

この意見広告の効果もあり、その2名の裁判官には国民審査の対象となった他の裁判官に比べてそれぞれ70万票以上も多く×がつきました。

この結果を重く受け止めたのか、その後、そのうちの1名の裁判官は、同様の選挙権の格差訴訟において、1票の価値に大きな差別があるのは「違憲」と判断して考えを改めました。

1名の裁判官の判断が国民審査の前後で「合憲」から「違憲」に変わったのです。つまり、国民が国民審査によって最高裁判官を動かした例といえます。（ちなみに、もう1名の裁判官は国民審査の後、亡くなったため、その後の判断はしていません。）

憲法81条、98条

(p.11)

## 7. 国民による活動

国民自身による一人一票実現のためには世論化が非常に重要！

どのような世論化のための行動が行われているのか？

### (1)有志による全国各地での活動の一例

活動場所	活動名	活動内容	備考
東京	山手線駅伝	朝 7～8 時、1 日 1 駅ずつ、JR 山手線（全 29 駅）を回りそれぞれの駅で啓発用のカードを配り一人一票を伝える。	2010/10/1～10/29 に全駅回り終了。新聞・雑誌の取材を複数受けた。
	山手線二週目	先の山手線駅伝と同様の内容。ただし時間帯は異なる。	10/11/20～12/21 で全駅回り終了。主催は東京大学の学生。中には高校生も参加。
	慶応大 1 日学生ゼミ	10/12/5 訴訟を担当している弁護士などのゲストを招き慶応大で学生を中心に一人一票について考える。	主催は慶応義塾大の学生団体。
	一人一票中央線 ver	山手線駅伝と同様の内容を JR 中央線で実施。	10/12/7～。主催は慶応大学生ゼミでこの問題を知った慶応義塾大の学生
	京王線駅活	山手線駅伝と同様の内容を JR 京王線で実施。	主催は東京在住の学生・社会人。
名古屋	一人一票実現活動	街頭で啓発用のカードを配り一人一票を伝える。ただし週に 1 度程度実施。	主催は社会人。
岐阜	一人一票実現活動	名古屋と同様。	主催は社会人。
関西	一人一票関西土曜昼活	毎週土曜の昼に関西各地で啓発用のカードを配り一人一票を伝える。	50 代 60 代の方も参加。
大阪	大阪環状線駅伝	山手線駅伝と同様の内容を JR 大阪環状線（全 19 駅）で実施。	10/11/16～12/21 で全駅回り終了。京橋駅では 3 人で 40 分間に 800 人の人に一人一票を広め時間当たりの広めた数は同様の活動中での最高記録樹立。
福岡	一人一票福岡活動	福岡市内の駅・街頭で啓発用のカードを配り一人一票を伝える。	同様の活動では見られない、1 日中活動を実施。朝・昼・夕・夜と活動し、1 日で広めた数は同様の活動中での最高記録樹立。

活動場所	活動名	活動内容	備考
ネット上	ツイッターで「一人一票をつぶやく会」	毎週土曜日 9～10 時半にツイッター上で「#ippy」のハッシュタグをつけて一人一票を呟く。	主催は大阪の社会人。この会の時間中、日本中でツイッター上で呟いたテーマの中で一人一票について呟いた人の数が1位を獲得。

- (2)新聞紙上の意見広告
- (3)弁護士等による講演会・勉強会
- (4)企業等の協力

## 8. 反対利益との調整

選挙区によって1票の価値に一定の差(1票未満の人)があっても良いという意見も当然にある。その根拠は主に次の3つ。

人口は絶えず変動するので完全な価値平等は不可能。  
参議院は衆議院と異なり、地域代表的性格、特に都道府県代表的性格がある。  
都市部と地方(特に過疎部)との1票の価値を同じにしてしまうと、地方の声が切り捨てられることになりかねない。

以下、それぞれについて検討する。

### (1) 人口は絶えず変動するので完全な価値平等は不可能。

確かに...全国的全選挙区で完全に1.00票対1.00票にすることは不可能。

問題は、どの程度までの差なら許容されるかということに。

現在の日本では、最大格差は

衆院選では

高知3区対千葉4区で1.00票対0.44票(又は2.27倍)

参議院選挙において、

鳥取県対神奈川県で1.00票対0.20票(又は5.00倍)

この点、民主主義の意識が特に高いアメリカでは1983年、下院選挙においての1.000票対0.993票を違憲・無効とした。30年近く経つのに未だ日本では...

ちなみに、日本の最高裁は、同年、参議院5.26倍の格差(1.000票対0.190票)を合憲と判断。5倍以上差があるのに...

現在の最低限の行政区を維持しても、試算では全国の最も格差が大きいところでも

衆議院 1.0000票対0.9891票(1.011倍)

参議院 1.00000票対0.99991票(1.000008倍)とすることが可能!

それにも関わらず、最大格差が

衆議院 1.00票対0.44票(2.27倍)

参議院 1.00票対0.20票(5.00倍)

という現行制度を維持する必要性・許容性がそこまであるのか?

(2)参議院は衆議院と異なり、地域代表的性格、特に都道府県代表的性格がある。

しかし、国会議員は全国民を代表するのであって、特定の都道府県や地方を代表するのではない。

日本国憲法第 43 条【両議院の組織、代表】

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

...略

「両議院」と明記されている以上、参議院においてもこれは同じ。

仮に、地方の問題にも目を向ける必要があるとしても、現代のように情報や交通が発達した社会においては、現地の状況を知るのにそんなに手間はかからず、容易に地方の実情を知ることができる。

わざわざ都道府県・地域代表として議員を国会に送り込む必要性がそこまで

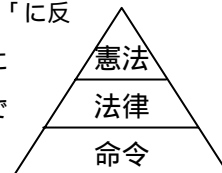
解説 ~ 平等の要求と都道府県代表としての要求 ~

上述のように、「全国民の代表」である国会議員に都道府県代表としての意義を要求することにはかなりの疑問がありますが、それでも「都道府県の代表」としての意義が重要という場合、一人一票にすることで達成される「選挙権が平等であることの重要性」と「国会議員が都道府県の代表であることの重要性」のどちらの価値が優先するかで決せられます。

この点、最高裁は「国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、...投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところ」と述べて一人一票にすることで達成される「選挙権 (= 投票) が平等であることの重要性」は憲法上の価値としています。

一方、「国会議員が都道府県の代表であることの重要性」についてですが、そもそも都道府県は地方自治法という法律によって定められているものです。とすれば、「国会議員が都道府県の代表であることの重要性」は地方自治法という法律上の価値だといえます。

ここで、憲法第 98 条は憲法の最高法規性を規定しています。つまり、憲法「に反する法...の全部又は一部はその効力を有しない」のですから、憲法が法律に優先します。つまり、最高法規である憲法上の価値である「選挙権が平等であることの重要性」が法律上の価値である「国会議員が都道府県の代表であることの重要性」よりも優先することになります。これが逆の関係になることは憲法の最高法規性から許されません。



また、最高裁大法廷は 2005 年、在外邦人選挙権剥奪違法確認請求事件判決において「憲法の...趣旨にかんがみれば、国民の選挙権...を制限することは許されず、国民の選挙権...を制限するためには、そのような制限をすることをすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能いし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条違反する」と述べています。

このことから、法律上の価値である「国会議員が都道府県の代表であることの重要性」が憲法上の価値である「選挙権が平等であることの重要性」に優先することは許されないでしょう。

憲法 98 条 p.11

(3)都市部と地方（特に過疎部）との1票の価値を同じにしてしまうと、地方の声が切り捨てられることになりかねない。

確かに…。しかし、この根拠を前提にするなら、特に地方の声を中央の政治に反映させる必要性が高いところほど、投票価値も大きくなるはず。

ところが…参院選で鳥取県選挙区を1票とすると、

本土と歴史も文化も違い、最も切り捨てられる可能性が高い沖縄県では0.45票しかない。

全国一人口密度が小さく、本州と歴史も文化も違い、切り捨てられる可能性が高い北海道では0.21票しかない。

切り捨てられる可能性の高い北海道や沖縄は1票の価値が小さい。

他にも、青森0.42票、栃木0.3票など、決して1票の価値が高いとはいえない過疎地域・地方も多数存在。

兵庫県の北部は本当に過疎地域。それでも0.21票。お隣の鳥取県は1票なのに。この根拠は後付理由であって、現行制度の正当性の根拠とはなり得ない。

## 9. 裁判

一人一票を実現するため、直近の衆院選・参院選ともに裁判で国を提訴。

### (1)2009年の衆院選

全国7高裁1高裁支部で計9件の訴訟を提起（うち東京高裁2つ）

高裁名	判決日	判決	備考
大阪高裁	2009/12/28	違憲・違法	
広島高裁	2010/1/25	違憲・違法	
東京高裁	2/24	違憲状態	
福岡高裁那覇支部	3/9	違憲状態	
東京高裁	3/11	合憲	
福岡高裁	3/12	違憲・違法	
名古屋高裁	3/18	違憲・違法	
高松高裁	4/8	違憲状態	
札幌高裁	4/27	合憲	

違憲状態とは、投票価値の格差が著しく不平等で憲法に反する状態であるが、国会が是正するのに必要な合理的期間を経過していない状態のこと

違憲・違法判決になるためにはと の両方満たさなければならないが、違憲状態はのみ満たしているという判断。

すべて上告

最高裁は2010年9月、大法廷へ回付。

最高裁は2011年2月23日に弁論を行うことを決定。

年度中にも判決を出す予定！？



## (2)2010年の参院選

全国 8 高裁 6 高裁支部で計 15 件の訴訟を提起（うち東京は 2 つ）

高裁名	判決日	判決	備考
東京高裁	2010/11/17	違憲・違法	参院選違憲判決は 93 年大阪高裁以来。同日行われた同様の訴訟は 4 件全て合憲判決。
広島高裁	12/10	違憲状態	改革を進める参院に期待しての判決。
東京高裁	12/16	違憲状態	「違憲状態」とは明言せず。実質違憲状態と評価できる。
広島高裁岡山支部	12/16	違憲状態	最大格差は 3 倍までと言及。
仙台高裁	12/24	違憲状態	
仙台高裁秋田支部	2011/1/25		
高松高裁	1/25		
福岡高裁那覇支部	1/25		
広島高裁松江支部	1/26		
大阪高裁	1/28		
福岡高裁	1/28		
福岡高裁宮崎支部	1/28		
札幌高裁	2/24		
名古屋高裁	2/24		
名古屋高裁金沢支部	2/28		

### 解説 ~ 11 月 17 日 東京高裁 違憲・違法判決 ~

2010 年 11 月 17 日、東京高裁で歴史的な判決が出ました。参院選違憲・違法判決です。判決は「憲法上許容することのできる範囲を超え著しい不平等状態」「国会は長年にわたってこの問題を放置」と国会を厳しく追及しました。

ここで 1 つ興味深いのは、同日、同じ東京高裁で同様の訴訟に対する判決が 5 件ありました。しかし、その 5 件の中で「違憲・違法判決」を勝ち取ったのは私達のグループだけでした。なぜ私達のグループだけ違憲・違法判決を勝ち取れたのでしょうか？

その大きな原因として考えられるものは前述の「従来との違い」以外にも大きく 3 つ考えられます。

駅活・ツイッター等を通し多くの人が一人名票を実現するために実際に行動した（特に高裁のある東京・山手線 1 周したことは大きい）= 国民運動としての意義、 弁護士方が法廷で、熱くかつ緻密な論理で裁判所に一人一票の必要性・重要性伝えた。そして、単に「違憲だ」と主張するのではなく、「このようにすれば一人一票が実現されるのにそれをしないことは違憲だ」と解決策を示しました。

ちなみにこの解決策というのは、現行の選挙区選挙制度はそのまま、新選挙区の提案をしたのですが、この案は東京大学法科大学院の大学院生が考案しました（私達は「白井レポート」と呼んでいます。）

意見広告・山手線での取材・ブックレット等、世論を形成するため常に情報を発信し続け多くの人の「清き 0.2 票はおかしい」という思いに訴えかけ、実際に多くの人が「清き 0.2 票はおかしい」と思った。以上 3 点が他のグループと大きく異なる箇所であり、違憲・違法判決を勝取る上で大きかったと思います。

10. 資料